

1 基本情報

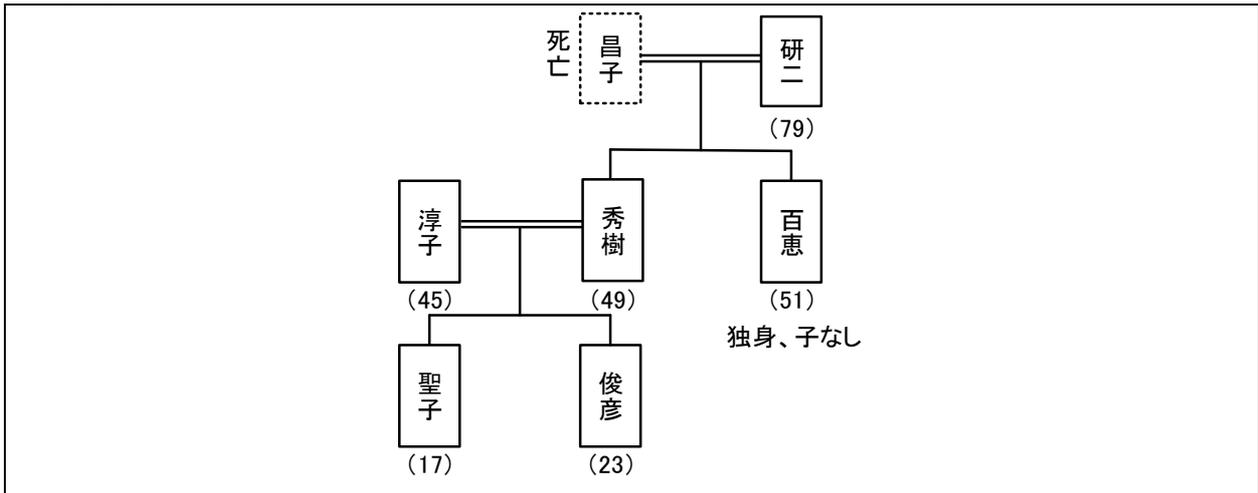
(1) 相談者

住所	●●県●●市		電話	000-123-4567
氏名	沢口百恵	年齢	51	メール

(2) 財産所有者

氏名	沢口研二	年齢	79	相談者との関係	父
----	------	----	----	---------	---

(3) 家系図



(4) 財産の状況

財産の種類	内容	概算価額	備考
不動産	自宅の土地建物	1200 万円	研二が一人暮らし
現預金	500 万円		

※ その他の財産はなし

2 ヒアリング事項

お客様の不安や悩み	
百恵談	<ul style="list-style-type: none"> • 普段は私が父の面倒を見てきている • 父は現在、一人暮らしができていますが、物忘れも最近するようになってきており少し心配 • 要介護 1 • このまま、体力的に衰えたら、施設入所も検討している • 施設に入所して、お金がなくなってきたら、父の不動産を売却して施設費用に充てたい
研二談	<ul style="list-style-type: none"> • 最近体が弱ってきており、一人暮らしはいつかはできなくなりそう。その場合は施設入所もやむを得ない • 娘(百恵)には、何かと面倒になっている • 自分の体や頭の衰えも自覚しているので、娘にはいろいろ任せるしかない。 • 自宅の売却の話も百恵から聞いている。施設に入って、お金がなくなったら自宅の売却もやむを得ないと思う。

※ ここから、事情が 2 つのパターンに分かれます。

事例パターン 1

追加の事情
<ul style="list-style-type: none"> 百恵と秀樹の仲は良好で、秀樹も研二のことをよく気にかけてくれている。 研二としては、自分の亡き後、財産が残っていたら、子ども達に平等に分けたいと思う。

対策の検討

現状のまま、何もしないとどうなるか	
<ul style="list-style-type: none"> 研二の判断力が低下すると、お金が引き出せなくなる。(施設の支払いもできない) 自宅の売却をしようとしても、売却ができなくなる。 そのためには法定後見が必要。1 度の売却のために、百恵が後見人になれば、裁判所への報告が毎年必要になり、第三者が後見人になれば、費用が継続的にかかる。(相性の問題もある) 	
信託をする必要性	
<ul style="list-style-type: none"> 自宅の売却とある程度の資金の管理であれば、信託は選択肢になる。 信託した財産は、その後の相続手続きもスムーズ。 	
信託以外の手続きでの検討	
(任意後見、遺言、生前贈与などでの対応は?)	
<ul style="list-style-type: none"> 自宅を百恵に生前贈与すれば、売却はスムーズ。ただ、譲渡所得が生じる場合、譲渡所得税の 3000 万円の特別控除が百恵では受けられず(自宅に住んでいないため)、その分、税務上は不利になる。(研二が完全に認知症の場合、税務申告はどうするか問い問題はあ) 売却は、任意後見で対処可能。3000 万円の特別控除も対象になる。発効後は、監督人への定期的な報告が必要になるので、その部分の事務作業ができるかという点と、監督人への報酬が発生する点は考慮すべき。 遺言はあった方が好ましい。1/2 ずつという希望を残せる。ただ、姉弟間の関係は良好であるので、無くて分割協議で問題になる可能性は低いと思われる。 	
信託のイメージ	
信託財産	自宅、ある程度のお金(100~300 万程度?)
委託者	研二
受託者※	百恵 ⇒ 秀樹
受益者※	研二 ⇒ 百恵 1/2、秀樹 1/2
受益者代理人	秀樹
信託監督人	なし(または、組成者)
終了事由	研二死亡後、1 年
帰属権利者	終了時の受益者
他に一緒にする対策	<input type="checkbox"/> 任意後見、 <input checked="" type="checkbox"/> 遺言、 <input type="checkbox"/> 生命保険、 <input type="checkbox"/> その他()
その理由	信託していない財産の管理が難しいようであれば、任意後見遺言は、1/2 ずつという意思を残す。家は売却して換価分割か。

	執行者もつけるべき。(百恵か秀樹で OK とと思われる)
--	------------------------------

※ 必要に応じて第 2 順位以降も検討すること

その他	長期的には百恵の任意後見、遺言、死後事務が必要になると考えられる。 手続きが終了後、継続的にコンタクトをとり、タイミングを見て、提案
-----	---

事例パターン 2

追加の事情	
<ul style="list-style-type: none"> 秀樹と研二はそりが合わず、現在はほとんど交流はない。 百恵も秀樹のことは性格的に合わないので、なるべく関わり合いを持ちたくない。 研二としては、自分の亡き後、財産が残っていたら、なるべく百恵に渡したいと思っている。 	

対策の検討

現状のまま、何もしないとうなるか	
<ul style="list-style-type: none"> 研二が判断力が低下したときの財産管理ができない。その点はパターン 1 と同様。 相続のとき、分割協議で問題も。また、秀樹からは相続分 1/2 要求されると考えられる。 	
信託をする必要性	
<ul style="list-style-type: none"> 信託をする場合は、慎重になるべき。 信託期間中の財産管理をしっかりとしないと後々トラブルも。 第三者の監督人は必須。 	
信託以外の手続きでの検討	
(任意後見、遺言、生前贈与などでの対応は?)	
<ul style="list-style-type: none"> 任意後見がベター。監督人がつき第三者の目が入るので、相続時にトラブルになりにくい。 贈与も検討。ただ、3000 万の特別控除が使えない点は、留意すべき。 または、百恵が事務作業が苦手なら、第三者の任意後見または、法定後見も。 遺言は必須。執行者は第三者にすべき。 	
信託のイメージ	
	パターン 2 では信託は設定しない。
他に一緒にする対策	<input checked="" type="checkbox"/> 任意後見、 <input checked="" type="checkbox"/> 遺言、 <input checked="" type="checkbox"/> 生命保険、 <input type="checkbox"/> その他()
その理由	200 万円程度、終身の生命保険に加入することも考えられる。 そうすれば秀樹の遺留分が 425 万 ⇒ 375 万に減る。 (受取人、固有の財産であるため) 遺言は、全ては百恵。遺留分は、相続した財産(生命保険)から支払う。 執行者は第三者。 任意後見は受任者は百恵(ただ、百恵が事務作業が苦手なら第三者)

※ 必要に応じて、第 2 順位以降も検討すること